

「自動車輸送統計調査票（貨物営業用） 小調査」新旧対照表

新調査票	旧調査票	理由等															
削除	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> 頁 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>小調査 第1号様式の2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>基幹統計</td> </tr> <tr> <td>自動車輸送統計</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>自動車輸送統計調査票 -貨物営業用-</p> <p>この統計調査について</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: right;"> <table border="1" style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td>地方運輸系運輸支局等名</td> <td>統計調査員番号</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>国土交通省 年 月 日</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>1. この調査票は、自動車輸送統計を作るためにだけ使われ、取捨りや徴税の資料として使われることは絶対にありません。</p> <p>2. <input type="text"/>枠の部分に書き入れてください。</p> <p>3. この調査についてわからないことがあれば、統計調査員に問い合わせてください。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>調査する自動車 <input type="text"/>-<input type="text"/>-<input type="text"/>-<input type="text"/></p> <p>調査期間 <input type="text"/>年<input type="text"/>月<input type="text"/>日 曜日 から <input type="text"/>年<input type="text"/>月<input type="text"/>日 曜日 まで</p> <p>最大積載量 <input type="text"/> 乗車定員 <input type="text"/> 燃料 <input type="text"/></p> <p>種類 <input type="text"/></p> <p>コード <input type="text"/></p> <p>提出期限 <input type="text"/>月<input type="text"/>日</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">報告者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名 又は 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号</td> <td style="text-align: center;">電話 ()</td> </tr> </table> </div>	基幹統計	自動車輸送統計	地方運輸系運輸支局等名	統計調査員番号	印				報告者	住所		氏名 又は 名称		電話番号	電話 ()	<ul style="list-style-type: none"> 標本設計の変更に伴い、大調査と小調査の区分がなくなるため削除。
基幹統計																	
自動車輸送統計																	
地方運輸系運輸支局等名	統計調査員番号	印															
報告者	住所																
	氏名 又は 名称																
	電話番号	電話 ()															

「自動車輸送統計調査票（特別積合せトラック調査）」新旧対照表

新調査票	旧調査票	理由等																																																					
削除	<div style="text-align: center;"> <p>第2号様式（第4条関係） 自動車輸送統計調査票 －特別積合せトラック調査－</p> <p>基幹統計 自動車輸送統計</p> <p>国土交通省</p> <p>この統計調査について</p> <p>1. この調査票は、取締りや徴税の資料として使われることは 絶対にありません。</p> <p>2. <input type="text"/> 枠の 部分に書き入れてください。</p> <p>3. ※印の欄は書き入れないでください。</p> <p>4. この調査票は、調査の期間満了の日から7日以内に運輸監理部長又は運輸支局長あてに提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">報</td> <td style="width: 15%;">住</td> <td style="width: 80%;">所</td> </tr> <tr> <td>告</td> <td>氏</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>者</td> <td>又</td> <td>は</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名</td> <td>称</td> </tr> </table> <p>この調査票には、あなたの事業所に配置されているすべての特別積合せトラックの実績を書き入れてください。</p> <p>発送原票枚数票</p> <p>発送原票枚数票は、 <input type="text"/> 月 日から <input type="text"/> 月 日まで の実績を書き入れてください。</p> <p>発送原票枚数の欄には、調査期間内において一般貨物自動車運送事業者の発行に係る特別積合せ貨物の発送原票枚数と、調査期間内において輸送された特別積合せ貨物に関する貨物自動車利用運送事業者又は船会社等の発行に係る発送原票枚数を加えたものを、特別積合せトラックで当該特別積合せ貨物の輸送を開始した日ごとに書き入れてください。ただし、中継用又は連絡用に係る発送原票は除いてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">発 送 原 票 枚 数</th> </tr> <tr> <th>宅 配 便 貨 物</th> <th>宅 配 便 貨 物 以 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>日</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>枚</td><td>枚</td></tr> </tbody> </table> </div>	報	住	所	告	氏	名	者	又	は		名	称		発 送 原 票 枚 数		宅 配 便 貨 物	宅 配 便 貨 物 以 外	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	日	枚	枚	合 計	枚	枚	<ul style="list-style-type: none"> 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正による規制緩和に伴い、一般トラック事業の営業区域規制が廃止され、一般トラックで運送する貨物についても拠点間輸送が可能となり、一般貨物と特別積合せ貨物の区分が困難となるとともに、特別積合せ貨物のみを別途とらえる必要性が乏しくなっていることから削除。
報	住	所																																																					
告	氏	名																																																					
者	又	は																																																					
	名	称																																																					
	発 送 原 票 枚 数																																																						
	宅 配 便 貨 物	宅 配 便 貨 物 以 外																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
日	枚	枚																																																					
合 計	枚	枚																																																					

新調査票

旧調査票

理由等

貨物輸送票 (宅配便貨物用)

この貨物輸送票には、 月 日 に開始した特別積合せトラックによる宅配便貨物の輸送について着営業所のある都道府県ごとにまとめて書き入れてください。

※

ページ番号	始発地	発送規模	調査日

発 営 業 所 所 在 地
都道 市 区 府県 郡 区
※

整理 番号	着営業所 所在地	個 数 (個)	重 量 (キログラム)
11	北海道		
21	青森県		
22	岩手県		
23	宮城県		
24	秋田県		
25	山形県		
26	福島県		
31	茨城県		
32	栃木県		
33	群馬県		
34	埼玉県		
35	千葉県		
36	東京都		
37	神奈川県		
38	山梨県		
41	新潟県		
42	富山県		
43	石川県		
44	長野県		
51	福井県		
52	岐阜県		
53	静岡県		
54	愛知県		
55	三重県		

整理 番号	着営業所 所在地	個 数 (個)	重 量 (キログラム)
61	滋賀県		
62	京都府		
63	大阪府		
64	奈良県		
65	和歌山県		
66	兵庫県		
71	鳥取県		
72	島根県		
73	岡山県		
74	広島県		
75	山口県		
81	徳島県		
82	香川県		
83	愛媛県		
84	高知県		
91	福岡県		
92	佐賀県		
93	長崎県		
94	熊本県		
95	大分県		
96	宮崎県		
97	鹿児島県		
99	沖縄県		

新調査票

旧調査票

理由等

貨物輸送票（宅配便貨物以外用）

この貨物輸送票には、 月 日 に開始した特別積合せトラックによる宅配便貨物以外の特別積合せ貨物の輸送について特別積合せ貨物1口（発送原票1枚）ごとに整理番号の順に書き入れてください。

※

ページ番号	特別積合せ貨物	発送規模	調査日

発 営 業 所 所 在 地 (甲)
都 道 府 県 市 郡 区
※

整理 番号	中継・連絡 の有無	営 営 業 所 所 在 地 (乙)	手から手までの走行距離 (キロメートル)				品 名	個 (個)				重 (キログラム)				貨物利用 状況
			+	+	-	-		+	-	+	-	+	-			
1	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
2	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
3	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
4	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
5	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
6	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
7	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
8	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
9	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									
10	中継貨物 連絡貨物	都 道 府 県 市 郡 区	+	+	-	-		+	-	+	-	+	-	+	-	扱
	※	※					※									

(注) 1. 品名が2以上の場合には、主な品名を書き入れてください。
 2. 中継・連絡の有無の欄は、中継貨物の場合は「中継貨物」を、連絡貨物の場合は「連絡貨物」をそれぞれ○で囲んでください。
 3. 貨物自動車利用運送事業者扱いの欄は、貨物自動車利用運送事業者扱いの貨物だけ「扱」を○で囲んでください。